

きれいな地球で遊びたいね

地球温暖化・大気汚染の防止にご協力ください



冬は1年中で最も空気が汚れやすい季節です。また、地球温暖化をもたらす二酸化炭素濃度が増え続けています。

家庭でできる小さな心がけで、地球温暖化・大気汚染を防止しましょう。

- ・暖房温度は19℃を目安に、過度にならないよう調整に努めましょう。
- ・不必要な照明・電気製品の電源をこまめに切りましょう。
- ・無用なアイドリングや、急発進、急加速を避け、エコドライブに努めましょう。
- ・できるだけ、公共交通機関や自転車を利用しましょう。
- ・給湯器の設定温度をできるだけ低くしましょう。

問合せ 環境課環境保全係

市制70周年記念事業

議場公開

議場を見に来ませんか



市議会では、市制70周年事業として、議場を皆さんに公開します。普段、傍聴席しか入ることのできない議場に是非お越しください。

とき 12月26日(水) 10時～12時(随時)

ところ 市役所7階議場

内容 議場や市議会の解説、議場内の自由撮影など(15分程度)

問合せ 議会事務局議事係

新築住宅建設等促進補助制度をご利用ください

地域経済の活性化、住宅建設の促進を図るため、市内に居住用の住宅を新築した人、または新築住宅・新築マンションを購入した人に建設費(購入費)の一部を補助します。

対象 次のすべてに該当すること

- ・市内に居住用として平成29年1月～12月に住宅を新築または新築住宅・新築マンション(分譲住宅)を購入し、現に居住していること
※平成30年度に新たに固定資産課税(補充)台帳に登録された住宅が対象です。
- ・住宅の居住部分の床面積が50㎡以上で、玄関、台所、便所などがあること
- ・市の建築物地震対策補助金および民間住宅耐震改修補助金を受けていないこと

補助額 固定資産評価額の0.7%(限度額40万円)

申込み 12月28日(金)までに商工課商工観光係

【三州瓦利用促進加算】

新築住宅建設等促進補助金の対象となる住宅で市内に本社または工場を有する事業者の事業所で生産された瓦を屋根材として使用した場合、1㎡あたり300円を加算(限度額10万円)します。

税務課からのお知らせ

問合せ 税務課固定資産税係

家屋の取り壊し・

土地利用状況の変更はご連絡を

家屋(建物)は1月1日時点で存在すると、1年分の固定資産税・都市計画税が課税されます。

また、土地の税額は土地と家屋の利用状況によって決定します。店舗を住宅に変更したり、工場を住宅用の車庫などに変更すると税額が変わることがあります。家屋の取り壊し、土地や家屋の利用状況を変更した場合は、必ずご連絡ください。

届出期限 12月28日(金)まで

償却資産の申告

事業用の償却資産を持つ人は償却資産の申告義務があります。今年申告した人は、12月中旬から申告用紙を送付します。資産の増減がない場合も申告が必要です。

今年から新たに事業を始めて、事業用の資産を持つ人も申告の対象です。税務課に備付けまたは市ホームページから入手した申告書を申告期限までに提出してください。

申告期限 1月31日(木)まで